

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定の運用について

福島県（以下「甲」という。）、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村並びに飯舘村（以下これらを「乙」という。）及び東京電力ホールディングス株式会社（以下「丙」という。）は、平成28年9月1日締結した東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定（以下「協定」という。）第16条第1項の規定に基づき、協定の運用に当たって下記のとおり了解するものとする。

また、甲及び乙は、福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、原子力発電所の立地町である大熊町及び双葉町とともに、福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（以下「協議会」という。）を通じて連携して対応することとし、丙はその取組に積極的に協力するものとする。

記

1 第2条第1項関係

丙が、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項を通報連絡する時期については、連絡事項の内容により、定期的に連絡、事前に連絡、発生後直ちに連絡するものに分けるものとする。ただし、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づいて通報連絡すべき事項及びその方法については、原子力災害対策特別措置法に基づくものとする。

2 第2条第2項関係

通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議し、原子力発電所に関する通報連絡要綱に定めるものとする。

3 第3条第1項関係

- (1) 事前説明の対象は、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定（以下「立地協定」という。）」第3条の規定に基づき事前了解の対象とされたものとする。
- (2) この規定に基づき説明するにあたっては、丙は、立地協定第3条の規定に基づく事前了解願いを提出した後速やかに、原則として協議会に説明するものとする。

4 第3条第2項関係

敷地外部への影響が特に懸念される施設とは、放射性物質の飛散の可能性のある施設（廃棄物焼却設備等）や高レベルの放射性物質を取り扱う施設（燃料デブリの一時保管施設等）などであり、対象はその都度協議会において決めるものとする。

5 第4条関係

甲、乙及び専門委員等で構成する協議会の設置要綱は、別紙のとおりとする。

6 第6条関係

甲又は協議会が立入調査を行うときは、丙はこれに積極的に協力するものとする。また、立入調査を行う甲の職員又は協議会の構成員は、丙の定める安全管理及び放射線管理に関する規定を遵守するものとする。

7 第7条関係

- (1) この規定に基づき状況確認を行う場合は、甲及び乙は事前に協議を行い、原則として協議会で実施するものとする。
- (2) 甲、乙又は協議会が状況確認を行うときは、丙はこれに積極的に協力するものとする。また、状況確認を行う甲若しくは乙の職員又は協議会の構成員は、丙の定める安全管理及び放射線管理に関する規定を遵守するものとする。

8 第8条関係

甲又は協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、丙に対して、適切な措置を講ずることを求めるものとする。

- ア 第6条第1項の規定に基づく立入調査又は第7条第1項の規定に基づく状況確認等の結果を踏まえ、特別の措置を講ずる必要があると認めたとき
- イ 第2条に基づく通報連絡又は丙からの報告に基づき、特別の措置を講ずる必要があると認めたとき

附 則
平成28年9月1日から実施する。

平成28年9月1日

甲 福島県危機管理部長 権 隆男

乙 いわき市長 清水 敏男

田 村 市 長 富塙 宥暉

南相馬市長 桜井 勝延

川俣町長 古川 道郎

広野町長 遠藤 智

檜葉町長 松本 幸英

富 岡 町 長 宮 本 皓 一

川 内 村 長 遠 藤 雄 幸

浪 江 町 長 馬 場 有

葛 尾 村 長 松 本 允 秀

飯 舘 村 長 菅 野 典 雄

丙 東京電力ホールディングス株式会社
原子力運営管理部長 五十嵐 信二